

市川市立宮久保小学校PTA会則改定案（令和8年4月23日）

## 市川市立宮久保小学校PTA会則改定案

新	旧
<p>&lt;第五章 会計&gt;</p> <p>第7条 本会の活動に要する経費は、会費等をもってあてる。</p> <p>第8条 会費は、会員一世帯につき年額<b>2,800円(10カ月)</b>とする。但し、事情により会費を免除することができる。</p> <p>第9条 本会の会計は、すべて総会で認められた予算に基づいて行われ、会計監査の監査を経て総会の承認した決算でおわる。</p> <p>第10条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月末日に終わる。</p> <p>第11条 転校などにより年度途中で会員資格を失った場合は、<b>所定の手続きをもって</b>月割り計算にて会費の返金をおこなう。</p> <p>&lt;第六章 本部役員&gt;</p> <p>第12条 本会の会員より選出された下記の本部役員をおく。 名誉会長1名(校長)、会長1名、副会長若干名(内1名は教頭)、会計2名、 書記<b>若干名</b>(内1名は教務主任)</p> <p>第13条 本部役員候補者は、総会の承認することによって本部役員に就任する。 選出の方法は細則で定める。</p> <p>第14条 本部役員の任期は<b>2年</b>とし、毎年度の初めに改任する。但し、再任を妨げない。 <b>なお、役員に欠員が生じた場合、または役員数が不足している場合は、役員会の推薦により補充し、次回総会にて報告する。</b></p> <p>第15条 会長は、会務統括し本会を代表する。副会長は、会長を補佐し、会長が事故あるときはその職務を代行する。</p> <p>第16条 会計は、総会で決定した予算に基づいて一切の経理を処理し、財産を管理する。</p> <p>第17条 書記は、運営便りの作成など事務を処理する。</p>	<p>&lt;第五章 会計&gt;</p> <p>第7条 本会の活動に要する経費は、会費等をもってあてる。</p> <p>第8条 会費は、会員一世帯につき年額<b>3,000円(10カ月)</b>とする。但し、事情により会費を免除することができる。</p> <p>第9条 本会の会計は、すべて総会で認められた予算に基づいて行われ、会計監査の監査を経て総会の承認した決算でおわる。</p> <p>第10条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月末日に終わる。</p> <p>第11条 転校などにより年度途中で会員資格を失った場合は、月割り計算にて会費の返金をおこなう。</p> <p>&lt;第六章 本部役員&gt;</p> <p>第12条 本会の会員より選出された下記の本部役員をおく。 名誉会長1名(校長)、会長1名、副会長若干名(内1名は教頭)、会計2名、 書記<b>3名</b>(内1名は教務主任)</p> <p>第13条 本部役員候補者は、総会の承認することによって本部役員に就任する。</p> <p>第14条 本部役員の任期は<b>1年</b>とし、毎年度の初めに改任する。但し、再任を妨げない。</p> <p>第15条 会長は、会務統括し本会を代表する。副会長は、会長を補佐し、会長が事故あるときはその職務を代行する。</p> <p>第16条 会計は、総会で決定した予算に基づいて一切の経理を処理し、財産を管理する。</p> <p>第17条 書記は、運営便りの作成など事務を処理する。</p>

新	旧
<p>宮久保小学校PTA慶弔規定</p> <p><b>第1条</b> 細則第2条、第3条にのっとり、会員及び児童等の慶弔・見舞い等に関する規定を定める。</p> <p><b>第2条 見舞金</b>  <b>会員からの申し出があった場合に、</b> 次の見舞金を贈る。            1 教職員が2週間以上にわたる入院、または傷害疾病のため自宅療養を要する場合。            2 会員が火災などの災害により、多大の被害を受けたとき。(ただし、天災を除く)            3 会員が本会事業に際して相当の傷害をしたとき。            その治療期間が1カ月に及ぶとき。</p> <p><b>第3条 弔慰金</b>            1 会員及び児童が死亡したとき。            教職員の配偶者及び両親が死亡したとき。            2 本会に多大な功労のあった者が死亡したとき。            3 前1, 2項にかかわらず、弔慶金のほかに供物、または花環を贈ることができる。            また、この他に慶弔金を贈る場合は理事会で協議する。</p> <p><b>第4条 祝金</b>  <b>会員からの申し出があった場合に、</b> 次の祝金を贈る。            1 教職員が結婚したとき。            2 教職員及び配偶者が出産したとき。            3 本会に功労のあった者が表彰を受けたとき。</p> <p><b>第5条 慰労金</b>            次の慰労金を贈る。            本会の役員として功労が著しかった者が退会するとき。            *理事2回以上務めた者。            前1項にかかわらず、他の慰労金を贈る場合は、理事会で協議する。</p> <p><b>第6条 適用</b>            本規定の適用に関する決定は、理事会が行う。            但し、緊急を要する場合には会長が決定し、理事会に報告する。</p>	<p>宮久保小学校PTA慶弔規定</p> <p><b>第1条</b> 細則第2条、第3条にのっとり、会員及び児童等の慶弔・見舞い等に関する規定を定める。</p> <p><b>第7条 見舞金</b>            次の見舞金を贈る。            1 教職員が2週間以上にわたる入院、または傷害疾病のため自宅療養を要する場合。            2 会員が火災などの災害により、多大の被害を受けたとき。(ただし、天災を除く)            3 会員が本会事業に際して相当の傷害をしたとき。            その治療期間が1カ月に及ぶとき。</p> <p><b>第8条 弔慰金</b>            1 会員及び児童が死亡したとき。            教職員の配偶者及び両親が死亡したとき。            2 本会に多大な功労のあった者が死亡したとき。            3 前1, 2項にかかわらず、弔慶金のほかに供物、または花環を贈ることができる。            また、この他に慶弔金を贈る場合は理事会で協議する。</p> <p><b>第9条 祝金</b>            次の祝金を贈る。            4 教職員が結婚したとき。            1 教職員及び配偶者が出産したとき。            2 本会に功労のあった者が表彰を受けたとき。</p> <p><b>第10条 慰労金</b>            次の慰労金を贈る。            本会の役員として功労が著しかった者が退会するとき。            *理事2回以上務めた者。            前1項にかかわらず、他の慰労金を贈る場合は、理事会で協議する。</p> <p><b>第11条 適用</b>            本規定の適用に関する決定は、理事会が行う。            但し、緊急を要する場合には会長が決定し、理事会に報告する。</p>